

(2) 望ましい学校・学級規模、学校配置等について

今後も少子化が進むことが予想され、これからの予測困難な時代において、さらに、デジタル化、価値観の多様化により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような環境の中でも、子どもたちの可能性を引き出すとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現し、多様な他者と協働することで生み出すよりよい学びを保障していくことが重要になります。そのためには、子どもたちにとって望ましい教育環境において、教育的効果、安全面、地域の実情の視点から総合的に検討していく必要があります。

① 学校・学級規模に関する基本的な考え方

・国における学校規模の標準（学級数）

小中学校の学校規模の標準は、学校教育法施行規則第41条により、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときは、この限りではない。」としています。中学校については、同第79条において「第41条の規定は中学校に準用する」としています。

国の学校規模の標準	小学校	中学校
学校教育法施行規則 第41条、第79条	12学級以上18学級以下	12学級以上18学級以下

また、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引きでは、小学校では、複式学級を解消するためには、少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）が必要であり、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数職員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいとしています。

中学校においては、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編制を可能としたり、同学年に複数職員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となり、同一教科の免許を保有している教師を複数配置するためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとしています。

・国・三重県における学級規模の基準（学級の人数）

児童生徒数による学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき定められています。

1 学級の児童生徒数においては、今までは40人（小学校1年生は除く）とされていましたが、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために、法律の一部を改正し、令和3年から令和7年までの5年間に於いて公立の小学校の学級編制の標準が段階的に引き下げられました。中学校においても、切れ目なく同じ学級規模で学んでいくことがきめ細かな対応をしていくうえで重要であることから、令和8年から令和10年の3年間で35人に引き下げるとしています。

また、三重県教育委員会では、国の制度に基づき、独自に「市町立小中学校学級編制基準」を設け、小中学校の教育水準の維持向上を図っています。

国の学級編制基準	小学校	中学校
同学年の児童生徒で編制する学級	35人 (令和3年度から5年間で40人から35人に引き下げられた)	1年生 35人 2, 3年生 40人 (令和8年から3年間で40人から35人に引き下げ中)
二つの学年の児童生徒で編制する学級	16人 (1年生の児童を含む場合は8人)	8人
特別支援学級	8人	8人

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律より)

県の学級編制基準	小学校	中学校
同学年の児童生徒で編制する学級	35人 (1, 2年生は30人(下限25人)とする)	1, 2年生 35人 3年生は35人(下限25人)
二つの学年の児童生徒で編制する学級	16人 (1年生の児童を含む場合は8人) (6年生の児童を含む場合は14人)	8人
特別支援学級	8人	8人

(三重県教育委員会 市町立小中学校学級編制基準より)

・名張市の小中学校の学校規模の現状と今後の見込み

令和 18 年度の小学校は、14 校中、過少規模校が 2 校となりいずれかの学年で複式学級編制となります。また、11 校が小規模校となり、そのうち 9 校においてすべての学年が単学級編制の学校規模になります。

また中学校は、5 校中 2 校が適正規模、3 校が小規模校と学校規模は令和 8 年度とは変わりませんが、クラス数の減少が見込まれ、令和 18 年以降は、すべての学年で単学級編制の学校が出てくると予想されます。

* () は標準学級による通常の学級数

小学校	令和 8 年度	令和 18 年度 (推計)
過小規模校 (5 学級以下)		薦原 (4)、すずらん台 (4)
小規模校 (6～11 学級)	蔵持 (6)、薦原 (6)、箕曲 (6)、錦生赤目 (6)、桔梗が丘南 (6)、すずらん台 (6)、桔梗が丘東 (8)、比奈知 (9)、梅が丘 (10)、百合が丘 (11)	蔵持 (6)、比奈知 (6)、箕曲 (6)、錦生赤目 (6)、桔梗が丘 (6)、桔梗が丘南 (6)、桔梗が丘東 (6)、つつじが丘 (6)、梅が丘 (6)、百合が丘 (7)、美旗 (11)
適正規模校 (12～18 学級)	美旗 (12)、名張 (12)、桔梗が丘 (14)、つつじが丘 (14)	名張 (12)
大規模校 (19 学級以上)		

(学校基本調査 10 年推計 (R8. 5. 1) より)

中学校	令和 8 年度	令和 18 年度 (推計)
過小規模校 (2 学級以下)		
小規模校 (3～11 学級)	赤目 (9)、北 (9)、南 (9)	南 (4)、北 (7)、赤目 (7)
適正規模校 (12～18 学級)	名張 (13)、桔梗が丘 (15)	名張 (12)、桔梗が丘 (12)
大規模校 (19 学級以上)		

(学校基本調査 10 年推計 (R8. 5. 1) より)

・学校規模によるメリットとデメリット

	小規模化	
	メリット	デメリット
【学習面】	・児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1 学年 1 学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。
	・学校行事や部活動において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習や形態を取りにくい。
		・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
【生活面】	・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。	・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
	・児童生徒の一人ひとりに目が行きとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
【学校運営面・財政面】	・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談、研究、協力、切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
	・施設や整備の利用時間等の調整が行いやすい。	・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
【その他】	・保護者や地域社会との連携が図りやすい。	・PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

(平成 20 年 12 月 2 日文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会
「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第 8 回配布資料）」より)

	大規模化	
	メリット	デメリット
【学習面】	・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	・全職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童生徒数、教職員がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習や指導形態を取りやすい。	・学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
	・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	
【生活面】	・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	・学年内や異学年間の交流が不十分になりやすい。
	・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	・全職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
【学校運営面・財政面】	・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談、研究、協力、切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的にくいやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。	・全職員相互の連絡調整が図りづらい。
	・子ども一人にあたりにかかる経費が小さくなりやすい。	・特別教室や体育館等の施設や整備の利用面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
【その他】	・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

(平成 20 年 12 月 2 日 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会
「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会 (第 8 回配布資料)」より)

名張市において少子化が進行する中、児童生徒が減少し、学校の小規模校化が進むことが予想されます。児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが難しくなってくる等、教育活動への様々な影響が生じることが懸念されます。

このような状況を見据え、どのように学校規模・学級規模を考え、子どもたちにとって良好な教育環境を整えるのかということは、大きな課題となってきます。

これらのことを踏まえ、名張市における小中学校の望ましい学校規模（学級数）および学級規模（学級人数）を検討していく必要があります。

また、これからを見据えた学校の小規模化に伴い、創意工夫を生かしてメリットを最大限生かしていくことや、デメリットの克服を図っていくことが必要となります。

②学校配置の基本的な考え方について

通学距離・通学時間においては、国においては、下記のとおり文部科学省が示す基準として一定の目安が定められています。

また通学時間においては、手引きより、おおむね適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、「地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も判断を行うことが適当である」としています。

さらに「各地域が抱える課題や実情は様々であることから、通学距離や通学時間を機械的に適用することは適当ではなく、各市町においては、総合的な教育条件の向上に資する形で通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要がある」としてしています。

国の基準・目安	小学校	中学校
通学距離	おおむね4km以内	おおむね6km以内
通学時間	おおむね1時間以内	おおむね1時間以内

通学距離：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第4条

通学時間：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き より

・通学方法・通学費用負担（補助金）について

名張市では、文部科学省が基準として示す適正な通学距離を勘案して学校の配置に努め、小学校は徒歩、中学校は、徒歩または自転車での通学を基本としています。また、「名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規定」に基づき、対象となる児童生徒には、遠距離通学者の経費負担を軽減することを目的として、公共交通機関や自転車購入にかかる経費等の一部を補助しています。

・名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金の対象について

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規定により、下記の（１）～（４）にあたるものが対象となっています。

（１）別表に定める学校、区域及び通学方法で通学する場合

別表（第2条関係）

学校名	補助対象区域	通学方法
薦原小学校	鷺山	常時保護者による自動車送迎
美旗小学校	南古山	
箕曲小学校	中知山	交通機関又は常時保護者による自動車送迎
名張中学校	短野、下三谷、梅が丘、下比奈知、上比奈知、滝之原、富貴ヶ丘、長瀬（中並を除く区域）、上長瀬	交通機関又は自転車（補助対象区域が鷺山にあっては、常時保護者による自動車送迎を含む。）
赤目中学校	上三谷、竜口、赤目町丈六のうち阿清水（通称）、赤目町長坂、夏見のうち赤坂（通称）及び横内（通称）、青蓮寺（市道檀青蓮寺線以北であって、市道名張青蓮寺線以西の区域を除く。）、中知山、百合が丘	
北中学校	薦生、八幡、家野、葛尾、鷺山、南古山、すずらん台	
南中学校	神屋のうち吉原及び百々、布生	

- （２）特別支援学級に在籍する児童等が自転車を使用して通学する場合又は常時保護者に自動車で送迎されて通学する場合
- （３）安全確保のため公共交通機関を利用して通学することを教育委員会が認めた場合
- （４）通学距離、交通の便等を考慮して教育委員会が特に必要があると認めた場合

名張市小中学校の児童生徒で遠距離通学費補助金を受けている人数は、令和８年６月時点で、小学校で７９人（バス利用６３人、保護者送迎１６人）、中学校で３３０人（バス利用２４２人、自転車利用７６人、保護者送迎１２人）となっています。

小・中学校通学区域一覧

(小学校区一覧表)

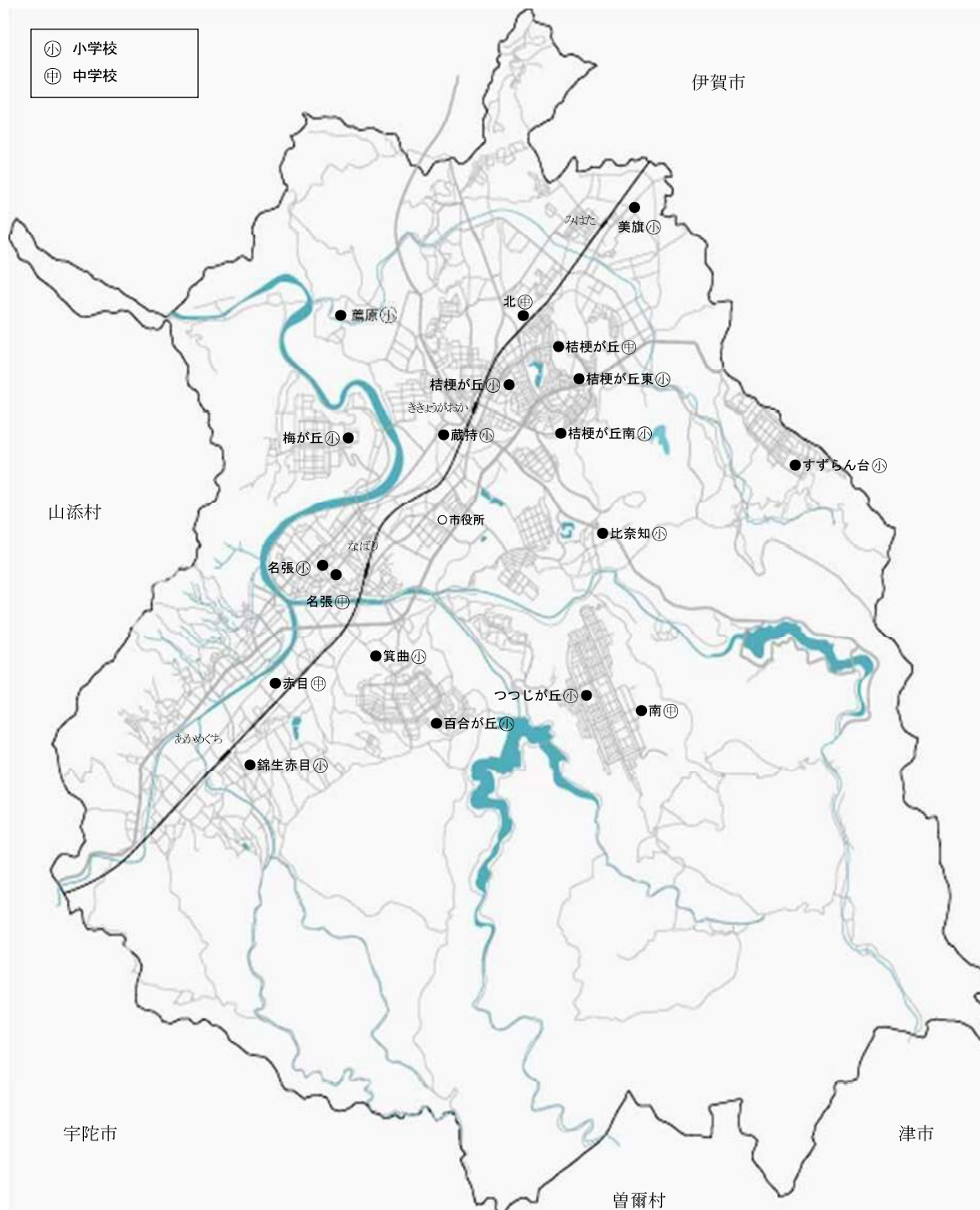
指定小学校	学 区
名張小学校	桜ヶ丘、平尾、丸之内、中町、上本町、柳原町、鍛冶町、本町、新町、南町、豊後町、木屋町、元町、榊町、栄町、松崎町、朝日町、上八町、東町、希中央1番町、希中央2番町、希中央3番町、希中央4番町、希中央5番町、鴻之台1番町、鴻之台2番町、鴻之台3番町、鴻之台4番町、鴻之台5番町
蔵持小学校	蔵持町里、蔵持町原出（国道165号沿東側を除く区域）、蔵持町芝出、緑が丘東、緑が丘中、緑が丘西
薦原小学校	薦生、八幡、西田原、鶴山、家野、葛尾、さつき台1番町、さつき台2番町
美旗小学校	新田、美旗中村（池之谷、寺之前、東徳明、大谷、比円丈を除く区域）、東田原、上小波田（狭間、志ん屋くの国道165号沿北側を除く区域）、下小波田（2021番地1、2021番地2を除く区域）、西原町、南古山、美旗町中1番、美旗町中2番、美旗町中3番、美旗町南西原、美旗町藤が丘
比奈知小学校	下比奈知、上比奈知、滝之原、富貴ヶ丘1番町、富貴ヶ丘2番町、富貴ヶ丘3番町、富貴ヶ丘4番町、富貴ヶ丘5番町、富貴ヶ丘6番町、上長瀬、長瀬（中並を除く区域）
錦生赤目小学校	黒田、結馬、井手、安部田、矢川、上三谷、竜口、赤目町丈六、赤目町相楽、赤目町新川、赤目町檀、赤目町星川、赤目町柏原、赤目町一ノ井、赤目町長坂、赤目町すみれが丘
箕曲小学校	夏見（横内を除く区域）、瀬古口、箕曲中村、中知山
桔梗が丘小学校	桔梗が丘1番町1街区、桔梗が丘1番町2街区、桔梗が丘1番町3街区、桔梗が丘1番町4街区、桔梗が丘1番町5街区、桔梗が丘1番町6街区、桔梗が丘2番町1街区、桔梗が丘2番町2街区、桔梗が丘2番町3街区、桔梗が丘2番町4街区、桔梗が丘2番町5街区、桔梗が丘2番町6街区、桔梗が丘2番町7街区、桔梗が丘3番町1街区、桔梗が丘3番町2街区、桔梗が丘3番町3街区、桔梗が丘3番町4街区、桔梗が丘西1番町、桔梗が丘西2番町1街区、桔梗が丘西2番町2街区、桔梗が丘西2番町3街区、桔梗が丘西3番町1街区、桔梗が丘西3番町2街区、桔梗が丘西3番町3街区、桔梗が丘西4番町1街区、桔梗が丘西4番町2街区、桔梗が丘西4番町3街区、桔梗が丘西5番町1街区、桔梗が丘西5番町2街区、桔梗が丘西5番町3街区、桔梗が丘西6番町1街区、桔梗が丘西6番町2街区、桔梗が丘西7番町
桔梗が丘南小学校	蔵持町原出のうち国道165号沿東側の区域、桔梗が丘5番町1街区、桔梗が丘5番町2街区、桔梗が丘5番町3街区、桔梗が丘5番町4街区、桔梗が丘5番町5街区、桔梗が丘5番町6街区、桔梗が丘5番町7街区、桔梗が丘5番町8街区、桔梗が丘5番町9街区、桔梗が丘5番町10街区、桔梗が丘5番町11街区、桔梗が丘5番町12街区、桔梗が丘南1番町1街区、桔梗が丘南1番町2街区、桔梗が丘南1番町3街区、桔梗が丘南2番町1街区、桔梗が丘南2番町2街区、桔梗が丘南3番町1街区、桔梗が丘南3番町2街区、桔梗が丘南3番町3街区、桔梗が丘南4番町1街区
桔梗が丘東小学校	美旗中村のうち池之谷、寺之前、東徳明、大谷、比円丈の区域、上小波田のうち狭間、志ん屋くの国道165号沿北側の区域、下小波田のうち2021番地1、2021番地2の区域、美旗町池の台東、美旗町池の台西、桔梗が丘4番町1街区、桔梗が丘4番町2街区、桔梗が丘4番町3街区、桔梗が丘4番町4街区、桔梗が丘4番町5街区、桔梗が丘4番町6街区、桔梗が丘4番町7街区、桔梗が丘6番町1街区、桔梗が丘6番町2街区、桔梗が丘6番町3街区、桔梗が丘7番町1街区、桔梗が丘7番町2街区、桔梗が丘7番町3街区、桔梗が丘8番町1街区、桔梗が丘8番町2街区、桔梗が丘8番町3街区、桔梗が丘8番町4街区、桔梗が丘8番町5街区
つつじが丘小学校	つつじが丘北1番町、つつじが丘北2番町、つつじが丘北3番町、つつじが丘北4番町、つつじが丘北5番町、つつじが丘北6番町、つつじが丘北7番町、つつじが丘北8番町、つつじが丘北9番町、つつじが丘北10番町、つつじが丘南1番町、つつじが丘南2番町、つつじが丘南3番町、つつじが丘南4番町、つつじが丘南5番町、つつじが丘南6番町、つつじが丘南7番町、つつじが丘南8番町、春日丘1番町、春日丘2番町、春日丘3番町、春日丘4番町、春日丘5番町、春日丘6番町、春日丘7番町、神屋、奈垣、布生、長瀬のうち中並の区域
すずらん台小学校	すずらん台東1番町、すずらん台東2番町、すずらん台東3番町、すずらん台東4番町、すずらん台東5番町、すずらん台西1番町、すずらん台西2番町、すずらん台西3番町、すずらん台西4番町

梅が丘小学校	大屋戸、松原町、夏秋、短野、下三谷、梅が丘北1番町、梅が丘北2番町、梅が丘北3番町、梅が丘北4番町、梅が丘北5番町、梅が丘南1番町、梅が丘南2番町、梅が丘南3番町、梅が丘南4番町、梅が丘南5番町
百合が丘小学校	夏見のうち横内の区域、青蓮寺、百合が丘東1番町、百合が丘東2番町、百合が丘東3番町、百合が丘東4番町、百合が丘東5番町、百合が丘東6番町、百合が丘東7番町、百合が丘東8番町、百合が丘東9番町、百合が丘西1番町、百合が丘西2番町、百合が丘西3番町、百合が丘西4番町、百合が丘西5番町、百合が丘西6番町、南百合が丘

(中学校区一覧表)

指定中学校	学 区
名張中学校	桜ヶ丘、平尾、丸之内、中町、上本町、柳原町、鍛冶町、本町、新町、南町、豊後町、木屋町、元町、榑町、栄町、松崎町、朝日町、上八町、東町、希中央1番町、希中央2番町、希中央3番町、希中央4番町、希中央5番町、鴻之台1番町、鴻之台2番町、鴻之台3番町、鴻之台4番町、鴻之台5番町、大屋戸、松原町、夏秋、短野、下三谷、梅が丘北1番町、梅が丘北2番町、梅が丘北3番町、梅が丘北4番町、梅が丘北5番町、梅が丘南1番町、梅が丘南2番町、梅が丘南3番町、梅が丘南4番町、梅が丘南5番町、下比奈知、上比奈知、滝之原、富貴ヶ丘1番町、富貴ヶ丘2番町、富貴ヶ丘3番町、富貴ヶ丘4番町、富貴ヶ丘5番町、富貴ヶ丘6番町、上長瀬、長瀬（中並を除く区域）
赤目中学校	黒田、結馬、井手、安部田、矢川、上三谷、竜口、赤目町丈六、赤目町相楽、赤目町新川、赤目町檀、赤目町星川、赤目町柏原、赤目町一ノ井、赤目町長坂、赤目町すみれが丘、夏見、瀬古口、箕曲中村、青蓮寺、中知山、百合が丘東1番町、百合が丘東2番町、百合が丘東3番町、百合が丘東4番町、百合が丘東5番町、百合が丘東6番町、百合が丘東7番町、百合が丘東8番町、百合が丘東9番町、百合が丘西1番町、百合が丘西2番町、百合が丘西3番町、百合が丘西4番町、百合が丘西5番町、百合が丘西6番町、南百合が丘
桔梗が丘中学校	蔵持町里、蔵持町原出、蔵持町芝出、緑が丘東、緑が丘中、緑が丘西、美旗中村のうち池之谷、寺之前、東徳明、大谷、比円丈の区域、上小波田のうち狭間、志ん屋くの国道165号沿北側の区域、下小波田のうち2021番地1、2021番地2の区域、美旗町池の台東、美旗町池の台西、桔梗が丘1番町1街区、桔梗が丘1番町2街区、桔梗が丘1番町3街区、桔梗が丘1番町4街区、桔梗が丘1番町5街区、桔梗が丘1番町6街区、桔梗が丘2番町1街区、桔梗が丘2番町2街区、桔梗が丘2番町3街区、桔梗が丘2番町4街区、桔梗が丘2番町5街区、桔梗が丘2番町6街区、桔梗が丘2番町7街区、桔梗が丘3番町1街区、桔梗が丘3番町2街区、桔梗が丘3番町3街区、桔梗が丘3番町4街区、桔梗が丘4番町1街区、桔梗が丘4番町2街区、桔梗が丘4番町3街区、桔梗が丘4番町4街区、桔梗が丘4番町5街区、桔梗が丘4番町6街区、桔梗が丘4番町7街区、桔梗が丘5番町1街区、桔梗が丘5番町2街区、桔梗が丘5番町3街区、桔梗が丘5番町4街区、桔梗が丘5番町5街区、桔梗が丘5番町6街区、桔梗が丘5番町7街区、桔梗が丘5番町8街区、桔梗が丘5番町9街区、桔梗が丘5番町10街区、桔梗が丘5番町11街区、桔梗が丘5番町12街区、桔梗が丘6番町1街区、桔梗が丘6番町2街区、桔梗が丘6番町3街区、桔梗が丘7番町1街区、桔梗が丘7番町2街区、桔梗が丘7番町3街区、桔梗が丘8番町1街区、桔梗が丘8番町2街区、桔梗が丘8番町3街区、桔梗が丘8番町4街区、桔梗が丘8番町5街区、桔梗が丘南1番町1街区、桔梗が丘南1番町2街区、桔梗が丘南1番町3街区、桔梗が丘南2番町1街区、桔梗が丘南2番町2街区、桔梗が丘南3番町1街区、桔梗が丘南3番町2街区、桔梗が丘南3番町3街区、桔梗が丘南4番町1街区、桔梗が丘西1番町、桔梗が丘西2番町1街区、桔梗が丘西2番町2街区、桔梗が丘西2番町3街区、桔梗が丘西3番町1街区、桔梗が丘西3番町2街区、桔梗が丘西3番町3街区、桔梗が丘西4番町1街区、桔梗が丘西4番町2街区、桔梗が丘西4番町3街区、桔梗が丘西5番町1街区、桔梗が丘西5番町2街区、桔梗が丘西5番町3街区、桔梗が丘西6番町1街区、桔梗が丘西6番町2街区、桔梗が丘西7番町
北中学校	薦生、八幡、西田原、鶺鴒山、家野、葛尾、さつき台1番町、さつき台2番町、新田、美旗中村（池之谷、寺之前、東徳明、大谷、比円丈を除く区域）、東田原、上小波田（狭間、志ん屋くの国道165号沿北側を除く区域）、下小波田（2021番地1、2021番地2を除く区域）、西原町、南古山、美旗町中1番、美旗町中2番、美旗町中3番、美旗町南西原、美旗町藤が丘、すずらん台東1番町、すずらん台東2番町、すずらん台東3番町、すずらん台東4番町、すずらん台東5番町、すずらん台西1番町、すずらん台西2番町、すずらん台西3番町、すずらん台西4番町
南中学校	つつじが丘北1番町、つつじが丘北2番町、つつじが丘北3番町、つつじが丘北4番町、つつじが丘北5番町、つつじが丘北6番町、つつじが丘北7番町、つつじが丘北8番町、つつじが丘北9番町、つつじが丘北10番町、つつじが丘南1番町、つつじが丘南2番町、つつじが丘南3番町、つつじが丘南4番町、つつじが丘南5番町、つつじが丘南6番町、つつじが丘南7番町、つつじが丘南8番町、春日丘1番町、春日丘2番町、春日丘3番町、春日丘4番町、春日丘5番町、春日丘6番町、春日丘7番町、神屋、奈垣、布生、長瀬のうち中並の区域

小中学校の位置図



議論を進める視点

○望ましい学校規模（学級数）・学級規模（学級の人数）について

- ・名張市がめざす学校教育と教育環境および学校規模によるメリットとデメリットをふまえ、教育効果等の視点から

○望ましい学校配置について

- ・名張市がめざす学校教育と教育環境および学校配置における安全面等の配慮をふまえ、教育効果等の視点から